

建設工務部事故等調査要領

平成21年 3月25日

20交建工第1440号

(目的)

第1条 この要領は、鉄道土木施設等^{*1}において発生した事故、トラブル（以下「事故等^{*2}」という。）について、その再発防止を図るため、建設工務部が行う原因究明のための調査等（以下「事故調査」という。）に関して、基本的事項を定めるものとする。

(事故等調査の分掌)

第2条 次に掲げる事故等のうち、建設工務部長（以下「部長」という。）が指定した事故等（以下「指定事故」という。）に係る調査は、建設工務部事故等調査委員会が行うものとする。

- (1) 鉄道土木施設等に起因すると思われる鉄道運転事故
- (2) 30分以上の輸送障害を伴った鉄道土木施設等の事故等
- (3) 鉄道土木施設等の事故等で、人的、物的被害が大きいと推測されるもの
- (4) 輸送障害の有無にかかわらず、鉄道土木施設等の事故等で発見が遅れた場合、人的、物的被害が大きいと推測されるもの

2 事業所長は、前項に定める指定事故を除く事故等について、その所掌する鉄道土木施設等に係る事故調査を行うものとする。この場合において、事業所長は、必要に応じて、本庁職員の応援を部長に要請することができる。

3 監督官庁等への速報に必要な事故等の初期調査は、事業所長が行うものとする。

(事故等調査委員会)

第3条 建設工務部に事故等調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、担当部長または、参事（技術管理担当）の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

5 委員は、指定事故の発生の都度、その状況に応じて、次に掲げる者の中から委員長がこれを指名する。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 本庁課長級職員 | 1名 |
| (2) 事業所長 | 1名 |
| (3) 本庁係長級職員 | 2名 |

6 委員長は、その状況に応じて、必要があると判断した場合、前項の対象外の職員から委員を指名することができる。

7 委員会の活動は、指定事故の発生により開始し、特に指示がある場合を除き、第5条第1項に定める報告書の提出をもって終了する。

(事故調査の方法等)

第4条 事故調査に係る調査事項、様式等は、部長が別に定める。

2 事故調査は、次に掲げる調査分野ごとに原因究明を行うものとする。ただし、事故等の内容に応じて、調査分野を追加又は省略することができる。

- (1) 作業当事者、関係者
- (2) 土木構造物、軌道、建築、設備、機械、器具、材料等
- (3) 情報伝達、作業場所等環境条件
- (4) 組織、システム、マニュアル等のマネジメント

3 委員会は、事故調査に当たっては、個人情報の取扱いに十分配慮しなければならない。

4 委員会は、委員会の行う事故調査にあつては、関係者からの事情聴取又は報告、資料の提出等を求めることができる。

5 委員会は、事故調査の結果に基づき、事故防止策を策定しなければならない。

6 事故防止策は、次に掲げる対策分野ごとに検討を行うものとする。ただし、事故等の内容に応じて、対策分野を追加又は省略することができる。

- (1) 知識・実技の習得、意識改革等の教育、訓練等
- (2) 作業計画及び教育・訓練方法の見直し、注意喚起、キャンペーン等
- (3) 機器の改善、表示・警報等の多重化、使用材料の変更等
- (4) 作業環境及び勤務時間の改善、手順・チェックリストの設定等
- (5) 事故防止システムの導入、二重チェック体制、作業回避等

7 事業所長自らが実施する事故調査においても、前項に基づくものとする。

(事故調査の報告)

第5条 事業所長又は委員会は、事故調査を終了したときは、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを部長に提出しなければならない。

- (1) 事故等の経過
- (2) 調査分野ごとの事故原因
- (3) 対策分野ごとの事故防止策
- (4) 事情聴取
- (5) その他

2 事故調査に係る具体的な報告事項、様式等は、部長が別に定める。

3 報告書には、少数意見がある場合、これを附記するものとする。

4 委員会は、事故調査の途中においても、必要があるときは、部長に事故調査の経過を報告するものとする。

(庶務)

第6条 事故調査に係る庶務は、第2条第1項に定める指定事故については、委員長が指定する当該事故調査に最も関連のある課が行い、同条第2項に定める事故等については当該事業所が行う。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 記

※1 鉄道土木施設等 鉄道線路、停車場、構造物、その他鉄道事業の用に供する土木・建築・設備施設

※2 事故等 鉄道事故等報告規則第4条により定められているもの及び、これに準ずるもの。